

議案第25号

沼田市消防団に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市消防団に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

沼田市消防団に関する条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「55歳未満」を削る。

第13条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（報酬）

第13条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、別表第1に定めるところにより年額報酬を支給する。ただし、4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの各期間（以下「半期」という。）において活動実績のない消防団員には、当該半期については、年額報酬を支給しない。

3 消防団員が災害、災害に伴う警戒等のため出動したときは、別表第2に定めるところにより出動報酬を支給する。

第14条第1項中「報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に、「団長を経て毎年度9月及び3月に、」を「年度ごとに支給するものとし、半期分については、当該半期の終了する月の翌月に支給する。この場合において、当該年額報酬は、」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 年度の中途において、新たに消防団員になり、又は消防団員を退いたときに支給する年額報酬の額は、その日の属する月を算入し、月割りにより計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第14条第3項及び第4項を削る。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第1.6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

出動内容	支給単位	報酬額
災害の発生時に鎮圧、防除、救助、捜索等のため、又は災害に伴う警戒等のために出動したもの	2時間以内の出動1回につき	2,000円
	2時間を超え4時間以内の出動1回につき	4,000円
	4時間を超える出動1回につ	8,000円

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の沼田市消防団に関する条例第13条、第14条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお従前の例による。